

改正

平成19年2月1日水道規程第12号
平成28年9月30日水道規程第3号
平成31年3月29日水道規程第11号
令和元年6月28日上下水道規程第1号
令和元年12月25日上下水道規程第5号

熊谷市水道事業給水条例施行規程

(目的)

第1条 この規程は、熊谷市水道事業給水条例（平成17年条例第225号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（給水装置新設等の申込み）

第2条 条例第5条に規定する給水装置の新設、改造、修繕の申込みは、「給水装置工事設計審査申込書」の提出をもって行い、工事の取消しをするときは、遅滞なく管理者（水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）に届け出なければならない。

2 前項により損害を与えたときは、工事申込人は、その損害を賠償しなければならない。

（給水装置の構成及び附属用具）

第3条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、メーターボックス、その他附属用具を備えなければならない。

（給水管の口径）

第4条 給水管の口径は、その必要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。ただし、取出管の口径は、配給水管の口径以上であってはならない。

（給水装置使用材料）

第5条 管理者は、条例第8条第2項に規定する設計審査又は工事検査において、熊谷市指定給水装置工事事業者に対し、当該設計審査又は工事検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

（給水管の構造等の指定）

第6条 条例第9条第1項の規定により指定する給水管及び給水用具の構造及び材質は、管理者が別に定めるもののほか、政令第6条に規定する基準の例による。

（給水管埋設の深さ）

第7条 給水管は、公道内の車道及び歩道部分においては、80センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

（給水管防護の措置）

第8条 給水装置の保護工法は、次の各号に定める要件を備えるものでなければならない。

- (1) 水路等を横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講ずること。
 - (2) 軌道下、横断の場合は、荷重、振動等に耐え得る管渠等で保護の措置を講ずること。
 - (3) 電食のおそれのある箇所については、絶縁、排流等の変更その他の有効な措置を講ずること。
 - (4) 酸、アルカリ等により浸されるおそれのある箇所又は湿度の影響を受けやすい箇所の場合は、その材質に応じ、防食、その他の有効な措置を講ずること。
- (メーターの設置位置等)

第9条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
 - (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
 - (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
 - (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
 - (5) 水平に設けることができる場所
- (危険防止の措置)

第10条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 給水管は、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結してはならない。
- 3 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。
- 4 水洗便器の給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破壊装置を備える等逆流防止に有効な措置を講ずる場合を除き、給水管に直結してはならない。
- 5 給水装置に停滞空気を生じ、通水を妨げるおそれのある場合は、有効な排気の措置を施さなければならない。
- 6 給水装置中に、水が停滞するおそれのある場合は、有効な排水の措置を施さなければならない。
- 7 給水管を二階以上又は地階に配管するときは、必要に応じて各階ごとに逆流防止付の止水栓を設けなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第11条 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働大臣の指定する者、県知事が認める者又はこれと同等の検査能力を有し管理者が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(メーターによらない給水)

第12条 条例第17条第1項ただし書の規定によりメーターにより計量しないで給水するものは次のとおりとする。

- (1) 防火用水
 - (2) 私設消火栓を演習用に使用するときの水
 - (3) 前号のほか、管理者が計量の必要がないと認めたもの
- (メーターの損害弁償)

第13条 管理者は、条例第18条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、修理に係る費用を考慮して弁償額を定めるものとする。

(加入者分担金)

第14条 既納した加入者分担金（以下「分担金」という。）は、差額も含め給水開始後は還付しない。

2 給水装置所有者が、給水区域内へ移転し、新たに給水装置を新設する場合は、新たに分担金を徴収する。

(使用水量及び用途の認定)

第15条 条例第27条第1号及び第3号について、管理者が使用水量を認定する場合は、前6箇月の使用水量の平均値又は前年同期の使用水量のいずれか少ない水量をもって認定し、これにより難しい場合は、見積量により行う。

(過誤納による精算)

第16条 料金を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、滞納料金又は翌月以降の料金において精算することができる。

(職員の身分証明書)

第17条 職員は、給水装置の検査及びメーターの点検その他給水管管理調査、その他必要に応じ水道使用者等の居宅又は施設に立ち入る場合は、身分証明書を携帯しなければならない。

(その他)

第18条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、大里町水道事業給水条例施行規程（平成15年大里町公営企業管理規程第1号）又は妻沼町水道事業給水条例施行規程（平成10年妻沼町企業管理規程第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

(江南町の編入に伴う経過措置)

3 江南町の編入の日の前日までに、編入前の江南町水道事業給水条例施行規程（平成14年江

南町企業管理規程第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年2月1日水道規程第12号)

この規程は、平成19年2月13日から施行する。

附 則 (平成28年9月30日水道規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日水道規程第11号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日上下水道規程第1号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月25日上下水道規程第5号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条に規定する給水管及び給水用具の構造及び材質についてこの規程の施行の際現に改正前の第6条の規定により定められている基準は、改正後の第6条の規定により定められた基準とみなす。